

登録申請書類の提出日

〇〇年 〇〇月 〇〇日

(一財) 自然環境研究センター理事長 殿

記入例

申請者(※1)

氏 名

自然 研太郎

住 所

〒130-8606

電話番号

東京都墨田区江東橋3-3-7

03-6659-6018

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第20条第2項の規定に基づき、国際希少野生動植物種の個体及び個体の加工品の登録について、次のとおり申請します。

登録を受け る国際希少 野生動植物 種の個体及 び個体の加 工品	種 名	キエリボウシインコ
	区 分 (該当する文字を丸で囲むこと。 その他に該当する場合は、括弧内 に具体的内容を記入すること)	生体・その他 () はく製・その他 ()
	主な特徴 (※2)	体長 翼長: 21.0cm (〇〇年〇月〇日計測) 全長 29.0cm 体重 430.0g 性別 不明 その他の特徴
	所 在 地	申請者住所と同じ
	個体に講じた個体識別措置 及び個体識別番号 (※3)	個体識別措置: マイクロチップ・脚環 個体識別番号: ABCD12345
登録の対象となる要件 (該当する要件の数字を丸で囲むこと。)	<p>1 本邦内において繁殖させた個体又は個体の加工品であること (政令 (※4) 第8条第1号関係)</p> <p>2 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約 (以下「ワシントン条約」という。) が登録を受ける個体又は個体の加工品に適用される前に本邦内において取得され、又は本邦に輸入された個体又は個体の加工品であること (政令第8条第2号関係)</p> <p>3 関税法 (昭和29年法律第61号) 第67条の許可を受けて輸入された個体又は個体の加工品であって、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものであること</p> <p>(1) 商業的目的で繁殖させた個体又は個体の加工品であること (政令第8条第3号イ関係)</p> <p>(2) ワシントン条約の適用される前に、輸出国内で取得され、又は輸出国に輸入された個体又は個体の加工品であること (政令第8条第3号ロ関係)</p> <p>(3) 政令別表第7に掲げる登録対象個体群 (ワシントン条約附属書Iに掲げられる種と同じ種であるが、特定の地域個体群として附属書Iから除かれている個体群) の個体又は個体の加工品であること (政令第8条第3号ハ関係)</p> <p>4 1~3までに掲げる個体であって、既に登録を受けたもののうち、当該登録の有効期間が満了したもの</p>	
動植物の管 理者 (所有 者と異なる 場合)	氏 名	
	住 所	
	電話番号	

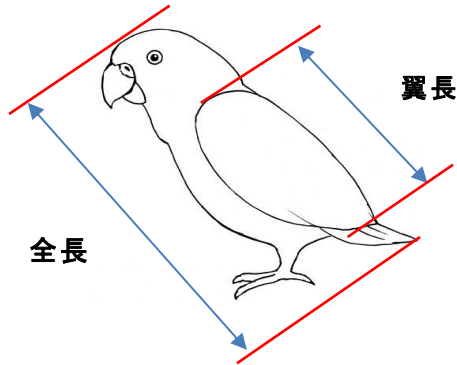
1. 「主な特徴」欄の記載にあたっては、以下の点に留意すること。

(1) 以下の数値を計測すること。

- ①全長（下図参照）
- ②翼長（下図参照）
- ③体重

(2) 性別（雄または雌）を記入すること。性別が不明の場合は「雌雄不明」とすること。

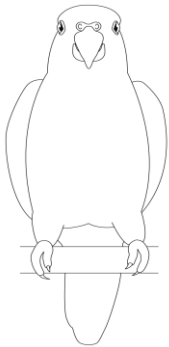
(3) 明確な特徴があれば、「その他の特徴」として記載すること。



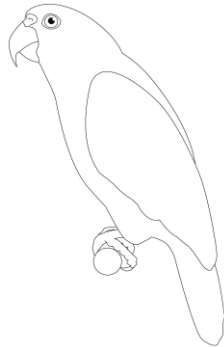
2. 写真（登録申請前1ヶ月以内に撮影すること）

(1) 以下の部位を鮮明に撮影すること。

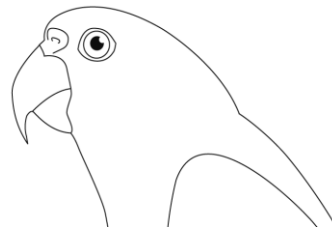
① 個体の正面全身



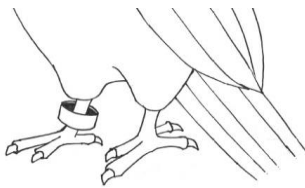
② 個体の左側面全身



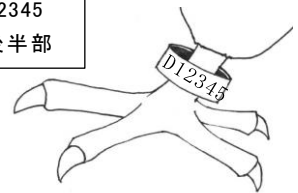
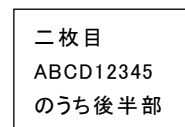
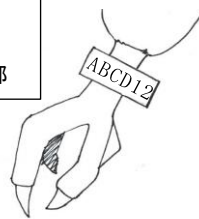
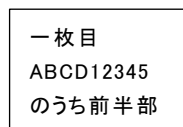
③ 個体の左側面顔の接写



④ 脚を2本含む個体の下半身
（脚環の左右確認ができるもの）



⑤ 脚環を付けている場合は、
脚環の番号がすべてわかるよう接写した写真（複数枚可）



※⑥ 「キエリボウシインコ」は、上記の他にキエリがわかる後頭部を接写した写真
「フィリピンオウム」は、上記の他に尾羽の内側を確認できる写真
「ヨウム」は、①②の写真のどちらかで赤色の尾羽を確認できるようにすること

(2) 複数の個体を登録申請する場合、各個体の上記①～⑤（キエリボウシインコ、フィリピンオウムは①～⑥）の写真（添付した別紙と対応させた通し番号（識別番号）を各写真に記載すること）のほか、すべての登録申請個体を集合させ、個体数が確認可能な写真も撮影すること。

(3) 撮影日がわかるようにすること。
写真の裏面、もしくは写真を貼付、印刷した A4 用紙に撮影日を記入する。

3. 個体識別措置および個体識別番号を記入し、合わせて個体識別番号証明書および個体識別措置を証明できる写真を提出すること。